



長野県報

5月23日(月)
平成28年
(2016年)
第2776号

目次

告示

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 1

公告

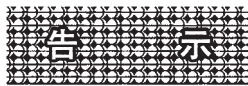
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) 1

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 2

建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課) 2

警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課) 3

参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会の開催(選挙管理委員会) 4



長野県安曇野建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

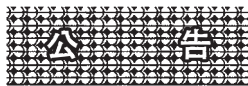
その関係図面は、告示の日から平成28年6月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年5月23日

長野県安曇野建設事務所長 高橋智嗣

- 1 路線名 梓橋田沢停車場線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市豊科高家5177番の4地先から
安曇野市豊科高家5126番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年5月23日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月11日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州猫日和

- 3 代表者の氏名

櫻井 志津枝

- 4 主たる事務所の所在地

長野市信更町安庭2122番地8

- 5 定款に記載された目的

この法人は動物愛護精神に基づき、人と猫などの愛玩動物が適正に共生できる各種事業を行い、地域の生活環境改善に努める事で、命に優しい環境社会作りに寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成28年5月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人音の風

- 3 代表者の氏名

川崎 操

- 4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字長倉4814番地4

- 5 定款に記載された目的

この法人は、子供から高齢者まで、プロとアマチュアを問わず音楽の演奏を学び、また音楽を聴くことによって自らの感受性を高めたい、との志を持つ者に対して定期的に講習会、ワークショップ

ブなどを開催、かつコンサートの企画、運営、後援などを行い、もって、いじめ、鬱、自殺などの現代社会の抱える精神的ストレス、戦争につながりかねない国際社会間の競争の緩和に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人あや
- 3 代表者の氏名
坂田 壽美
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡天龍村平岡588番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年5月23日

長野県上小地方事務所長 笹沢 文昭

- 1 指定番号 上小第724号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年4月11日
- 4 指定道路の位置 東御市田中宇上田455-8
- 5 指定道路の延長 21.13メートル
- 6 指定道路の幅員 4.80メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年5月23日

長野県上伊那地方事務所長 堀田 文雄

- 1 指定番号 上伊那第567号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年5月9日
- 4 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字中の原9609-9
- 5 指定道路の延長 29.96メートル
- 6 指定道路の幅員 4.82メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年5月23日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

- 1 指定番号 松本第321号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年4月18日
- 4 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛1386-1
- 5 指定道路の延長 33.20メートル
- 6 指定道路の幅員 4.01メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年5月23日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

- 1 指定番号 長野第840号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年4月7日
- 4 指定道路の位置 千曲市大字寂蒔字越上り692-4、字清水639-4、640-3
- 5 指定道路の延長 74.60メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年5月23日

長野県北信地方事務所長 高田 真由美

- 1 指定番号 北信第175号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年4月6日

- 4 指定道路の位置 中野市大字西条字北西間421-13、474-4、474-9
- 5 指定道路の延長 33.46メートル
- 6 指定道路の幅員 6.01メートル

建築住宅課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年5月23日

長野県公安委員会

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習
- 2 講習の種別、実施日時及び定員

講習の種別	実施日時	定員
新規取得講習	平成28年8月23日（火）～平成28年8月30日（火） 午前9時30分～午後5時30分 （受付時間 8月23日（火）午前9時05分から午前9時20分まで）	20名
追加取得講習	平成28年8月26日（金）～平成28年8月30日（火） 午前9時30分～午後5時30分 ※ 追加取得講習の初日の開始時間のみ、午後1時10分からとする。 （受付時間 8月26日（金）午後0時40分から午後1時00分まで）	20名

※ 土曜日、日曜日を除く。

- 3 実施場所
長野県長野市大字鶴賀問御所町1271番地3
TO i GO WEST 3階 長野市生涯学習センター
- 4 講習の対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込み日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る

同規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習
受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)のAからオまでのいずれかに該当する者

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得すること。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

(9) 電話1本につき1人の受付とする。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切る。

イ 電話受付日

講習の種別	電話受付日	電話受付時間
新規取得講習	平成28年7月14日（木）	午前9時から午後5時まで
追加取得講習	平成28年7月15日（金）	午前9時から午後5時まで

（受付日時、時間は厳守すること。）

(2) 受講申込書の提出

ア 提出期間

平成28年8月1日（月）から8月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所

事前申込みの際に指定する長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 提出方法

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与した受付番号を申告するとともに受講者本人が指定した提出場所へ申請書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）には、提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの1通

- (4) 受講対象者に該当することを疎明する書面1通
- a 前記4の(1)のアに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- b 前記4の(1)のイに該当する場合は、1級の検定に係る合格証明書の写し
- c 前記4の(1)のウに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- d 前記4の(1)のエに該当する者にとっては、1級の旧検定合格証の写し
- e 前記4の(1)のオに該当する警備員にとっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習

(7) 受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1通

(4) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

(9) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(4)の書面

6 受講手数料及び納付方法

(1) 新規取得講習

38,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付すること。

(2) 追加取得講習

14,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

7 その他

(1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に行うこと。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課

公告

近く執行される予定の参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成28年5月23日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁西庁舎301号会議室

2 日 時 平成28年6月6日(月) 午後1時30分

選挙管理委員会